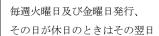
兵庫県公報

平成22年 1 月12日 火曜日 第 2148 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号





(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	^°y``
○ 保安林の指定解除 (豊かな森づくり課)	1
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分(阪神南県民局)	1
○ 港湾法第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分(港湾課)	2
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧(都市政策課)	2
公 告 ○ 県有地の一般競争入札による売払い(管財課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	

告示

兵庫県告示第25号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成22年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所 三田市上青野字笹ケ瀬1212の2
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

兵庫県告示第26号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。 平成22年1月12日

^^^^^

河川管理者

阪神南県民局長 中 西 一 人

- 1 行うべき措置の内容
 - 二級河川洗戎川の河川予定地内にある別表に掲げる船舶の除却
- 2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成22年2月12日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委託した者が、当該措置を行う。

別表 1 小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全 法(昭和8年法律第11号)第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

船舶番号又は船舶検査済票の番号	243-17479	愛媛	(係留施設無)

別表2 別表1以外の船舶

所在場所	船名	種類	長さ (m)	幅 (m)	内色	外色	係留 施設

西宮市浜町89番10地先(護岸上)	無	ユーティリティ ボート	4. 2	1.4	白	黄	無
西宮市浜町89番10地先(護岸上)	無	ユーティリティ ボート	4. 2	1. 4	白	白	無
西宮市浜町89番10地先(護岸上)	無	ユーティリティ ボート	3. 9	1. 4	白	白、青紫	無
西宮市前浜町1番地先(護岸上)	無	ユーティリティ ボート	3. 3	1. 4	白	赤紫	無

兵庫県告示第27号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督 処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。 平成22年1月12日

> 尼崎西宮芦屋港港湾管理者 兵庫県 代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 行うべき措置の内容

重要港湾尼崎西宮芦屋港に係る放置等の行為を禁止する区域(平成15年兵庫県告示第925号で指定する区域)内にある別表に掲げる船舶の撤去

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成22年2月12日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委託した者が、当該措置を行う。

別表 小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法 (昭和8年法律第11号)第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
1	243-17479 愛媛	汽船

※整理番号は、阪神南県民局が整理の必要上付した番号である。

兵庫県告示第28号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名 成 世 邦 俊

住所 赤穂市御崎2-8

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 銀波荘

所在地 赤穂市御崎2-8

3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第 1課 縦覧期間 平成22年1月12日から同月25日まで

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年1月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地 売払物件

物件 番号	所 在 地		責 m²	地	目	予定価格 千円	入札保証金 千円
1	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番	1, 014.	88	宅	地	34, 811	3, 482
2	加古川市東神吉町出河原字出口838番1	415.	41	宅	地	12, 795	1, 280

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例による こととされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようと する者
- ⑩ 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
 - (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産 売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

③ 受付期間

平成22年1月13日(水)から同年2月4日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。ただし、平成22年1月13日(水)にあっては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成22年2月4日(木)消印有効とする。

4 入札説明書(兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン)及び契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話(078)341-7711 内線 2550・2551

- 5 入札期間、場所及び開札日時
 - (1) 入札期間

平成22年2月18日(木)午後1時から同月25日(木)午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成22年2月25日(木)午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する (郵送による入札書の提出は認めない。)。 なお、この登録は1回に限り行うことができる。

- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
 - ② 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
 - ② 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551